

-----  
規 則  
-----

高知県公共用財産管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月23日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第78号**

**高知県公共用財産管理条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県公共用財産管理条例施行規則（昭和47年高知県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「がある場合には」を「がいるときは」に改め、同条第5号中「必要と」を「必要があると」に改める。

第3条及び第5条第1項中「必要と」を「必要があると」に改める。

別記第1号様式中

「 住所  
氏名 ⑩  
（法人にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及  
び代表者の職・氏名）」

を

「申請者 住所  
氏名  
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）  
及び代表者の職・氏名  
電話番号」

に改め、同様式備考1中「に掲げるもの」を「の書類」に、「必要と」を「必要があると」に改め、同様式備考2中「上記の」を「1の(1)から(5)までの」に改める。

別記第2号様式中

「 住所  
氏名 ⑩  
（法人にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称）  
及び代表者の職・氏名）」

を

「申請者 住所  
氏名  
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）  
及び代表者の職・氏名  
電話番号」

に改める。

別記第3号様式中

「 住所  
氏名 ⑩

（法人にあっては、主たる  
事務所の所在地、名称及  
び代表者の職・氏名）  
」

を

「申請者 住所  
氏名  
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）  
及び代表者の職・氏名  
電話番号  
」

に改め、同様式備考1中「に掲げるもの」を「の書類」に、「必要と」を  
「必要があると」に改め、同様式備考2中「上記の」を「1の(1)から  
(5)までの」に改める。


別記第4号様式中

「住所  
氏名 ⑩  
（法人にあっては、主たる  
事務所の所在地、名称及  
び代表者の職・氏名）  
」

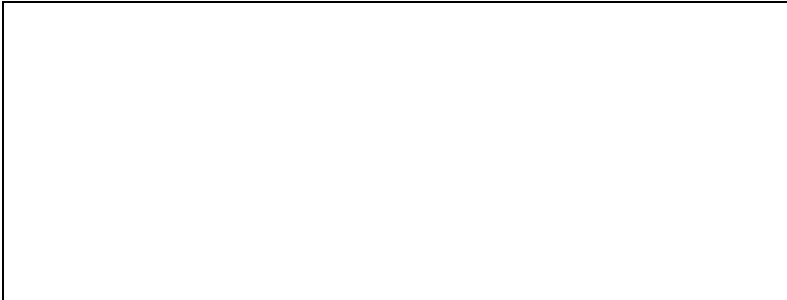
を

「申請者 住所  
氏名  
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）  
及び代表者の職・氏名  
電話番号  
」

に、「（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・  
氏名）」を「（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の  
職・氏名）」に、

「  
  
」

を

「  
  
」

に改める。

別記第5号様式及び別記第6号様式中

「住所  
氏名 ⑩  
（法人にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及  
び代表者の職・氏名）」

を

「届出者 住所  
氏名  
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）  
及び代表者の職・氏名  
電話番号」

に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県公共用財産管理条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県公共用財産管理条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

#### 規 則

◎ 高知県公共用財産管理条例施行規則の一部を改正する規則